

令和8年度 固定資産税 償却資産申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の申告時期が近づいてまいりました。事業を行っている方や、申告が必要と思われる方に償却資産の申告のご案内をさせていただきます。

申告期限 令和8年1月30日(金)

提出先 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市役所 総務部税務課 資産税担当 (直通電話0551-42-1313)

※各総合支所でもご提出いただけます。

各種様式、記入例及び償却資産の概要は北杜市のホームページからご確認いただけます。



<https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1944.html>

北杜市 償却資産

検索



償却資産の申告は、eLTAX地方税ポータルシステムによる電子申告を推奨しています。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



手引目次

1. 償却資産の概要	1
2. 償却資産申告書の書き方	5
3. 償却資産の評価及び課税等について	9
4. 税務会計と固定資産税の償却資産の取扱いの比較	10
5. 実地調査について	10
6. 注意事項	10

1. 償却資産の概要

1 償却資産とは

固定資産税において償却資産とは、土地・家屋以外の事業のために用いることのできる資産で、かつ、所得計算上その減価償却額が損金又は経費に算入されるものをいい、「構築物」「機械・装置」「船舶」「航空機」「車両・運搬具」「工具・器具・備品」の6種類に分類されます。

2 償却資産の種類とその例

資産種類	主な償却資産の例示
1 構築物	ビニールハウス、駐車場等の舗装路面、看板・広告塔、堀・門・緑化施設等の外構工事、庭園、オイルタンク、焼却炉、貯水池、屋外排水溝 等
建築設備 建物附属設備	取り付けた建築設備（建物附属設備）のうち、家屋として課税されないもの。 (1)生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備 (2)受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備 (3)建物から独立した諸設備
特定付帯設備	賃借人が、事業のために家屋に取り付けた内装、造作、建築設備等 ※賃借人の償却資産として取り扱います。
2 機械及び装置	各種製造・加工・生産設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、農業用機械、モーター・ポンプ類等の汎用機械類、農業用ドローン、クレーン等建設機械 等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具	大型特殊車両 ・9ナンバー（クレーン車・フォークリフト等） ・0ナンバー（ブルドーザー・トラクタショベル等建設重機） 構内運搬車、農業用等の小型特殊自動車の規格外車両 等
6 工具器具及び備品	医療機器、理美容機器、自動販売機、商品陳列棚、冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、テレビ・カラオケ等音響機器、ゲーム機、両替機、冷暖房機器、パソコン、複写機、ファクシミリ、レジスター、金庫、空撮用ドローン 等

3 償却資産の申告義務

償却資産には、「登記制度がないこと」、「土地や家屋と比べて多種多様のものが存在するため、毎年その対象物と価格を課税庁が的確に把握することが極めて困難であること」等から、地方税法は第383条において償却資産の所有者に申告を義務づけています。

正当な理由なく申告しなかった場合は、地方税法第386条及び北杜市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることがあります。

市は、申告された取得価額を基礎として取得以後の減価等を反映した価格（課税標準額）を決定し、固定資産課税台帳に登載します。

4 業種別でみた主な償却資産の例

業種	主な償却資産の例示
各業種共通	太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、舗装路面、屋外上下水道工事、緑化施設、門、塀、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 等
農業	農業用ビニールハウス、倉庫（家屋として課税されないもの）、暖房機、乾燥機、糶摺機、精米機、農耕作業用車両（自動車税等が課税されないもの）、畦畔ブロック、農業用ドローン 等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、日よけ 等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器、製氷器、日よけ、室内装飾品 等
理容・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備 等
製パン・製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン等）、各種事務機器、待合室用いす 等
駐車場事業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備 等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ、接客用家具、防犯監視設備 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 等
建設業	パワーショベル等建設重機、発電機、ポンプ、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク 等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄工業	旋盤、ボール盤、研削盤、プレス機、溶接機、グラインダー 等
ホテル・旅館業	応接セット、テレビ、ベッド、冷蔵庫 等 浴場設備（温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、窯、ポンプ等）
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール貸出機 等
不動産貸付業	門、塀、緑化施設、駐車場等の舗装、機械設備、自転車置き場 等

5 申告の対象となる償却資産

令和8年1月1日現在で、事業の用に供することができる状態であるもの。

以下のようなものも申告対象です。

- 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、償却済資産、遊休資産及び未稼働資産であっても事業の用に供することができるもの
- 資産の価値を増加させるための改良等（税務会計上の資本的支出に該当するもの）
- 道路運送車両法上の大型特殊車両
- 家屋に施した建築設備等のうち、償却資産として取り扱うもの
- リース資産は、原則リース会社が申告します。但し、所有権が使用者に移転する契約の場合は、使用者が申告します。また、リース資産割賦販売等の所有権留保付売買資産については、原則として買い主が申告します。

6 申告の対象とならない償却資産

- 一括償却資産、耐用年数が1年未満の資産、又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの。ただし、個別償却する場合は申告対象となります。
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- 無形固定資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- 繰延資産
- 牛、馬及び果樹等の生物（観賞用、興行用のものを除く）

7 取得額が少額の資産の取り扱いについて

個人	取得価額	税務会計の取扱い	固定資産税の取扱い
	10万円未満	必要経費	申告対象外
法人	10万円以上	3年一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
		損金算入	申告対象外
法人	10万円未満	3年一括償却	申告対象外
	10万円以上	減価償却	申告対象
		3年一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
		損金算入	申告対象
中小企業等が租税特別措置法の適用で取得した30万円未満の減価償却資産		損金算入	申告対象

※10万円未満でも、一時に損金算入せず個別に償却している資産は、償却資産として申告対象になります。

8 家屋と償却資産の区分（建築設備）

建築設備は、「家屋として課税されるもの」と「償却資産の申告対象となるもの」に取扱いが分かれるためご注意ください。なお、申告にあつては、種類を「構築物」として申告をしてください。

設備の種類	償却資産として課税されるもの（構築物）	家屋として課税されるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備、電気時計設備	電話機、時計、配電盤等の装置・器具類	配線等
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
空調設備	ルームエアコン（取外しが可能なもの）	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店等）サービス設備、寮などの厨房設備等	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切り	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

※家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは、通常、家屋に含めて課税されますが、家屋の所有者と異なる方（賃借人）がその家屋（貸しビル・貸店舗等）に施工した内装、造作、建築設備等については、家屋の所有者ではなく、その賃借人の償却資産として取り扱います（特定附帯設備）。

2 種類別明細書（一覧表）の記載例 ～プレ申告の用紙（該当者のみ）～

192091		北杜市		令和 8 年度 種類別明細書（一覧表）										※	行政区	住所	世帯	ページ			
番号	種類区分	番号	種類区分	住所 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1										法	所有者コード			1 枚のうち			
				氏名 北杜精密機械部品 株式会社											192091			1 枚目			
行 番 号	異動区分 減少 修正 増加	資産の 種類 ※	品目番号	資産コード	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で 記入してください、30字以内)	数量	取得年月			取得価額	耐用 年数	※ 減価 残存率	※ 1月1日現在 理論帳簿価額	※ 5 %	1月1日現在 評価額	※ 5 %	課税標準の特例 率	※ コード	※ 課税標準額	※ 理由 の 特 別	※ 摘要
							年 号	年 月	月												
資産の申告内容修正																					
2	●	2	1230001		コンプレッサー	1	4	25	3	715300	8	0.681		59930				59930			前年 年度 繰り 取得 価額 繰り
3	●	2	1230002		ポンプ	1	4	22	6	1029000	12	0.825		201195				201195			取得 価額 繰り
減少資産の記入																					
6	●	1	1230003		コンクリート舗装	1	3	63	7	3000000	15	0.858		1500000				1500000			1 全部 除却
7	●	2	1230004		精密測定機	4	4	24	9	4000000	5	0.631		257218				257218			2 一台 除却
増加資産の記入																					
10	●	1			アスファルト舗装 工事	1	5	7	3	3650000	10										1 等価事 業所か ら移動
11	●	2			精密加工機械	1	4	31	3	7328000	7										3
12	●	2			精密部品検査装置	1	5	7	9	10646500	7										1
13	●	6			応接セッター式	1	5	7	3	1260000	8										1
14	●	6			テレビ	1	5	7	3	375900	5										1
15	●	6			ノートパソコン	1	5	7	11	400000	4										1
合計						8				9743300			0	668343				668343			

加筆訂正は赤ボールペンを使用してください。 【増加事由】 1. 新品取得 3. 移動による受け入れ 【減少事由】 1. 売却 3. 移動
※印欄は記入しないでください。 2. 中古品取得 4. その他 2. 除却 4. その他

※あらかじめ直近の課税資産が印字されていますので、追加や削除がある場合は赤色でご記入ください。

資産の申告内容を修正する場合

- 前年までに取得して申告済みの資産について、申告内容を修正する場合は、異動区分の修正に○を記入し、修正箇所を二重線で抹消しその上に正しい内容を記載してください。また、摘要にその理由・内容等参考事項を記載してください。
- 減価残存率や評価額、課税標準額は記載不要です。
- 前年度以前の課税額に変更が生じる場合は、過納額を還付又は不足額を課税させていただきます。

減少資産の記入

- 前年中に売却や除却により減少した資産は、異動区分の減少に○を記入し、二重線で抹消してください。また、事由欄には「1. 売却」、「2. 除却」、「3. 移動」、「4. その他」のいずれかの番号を記入し、摘要に詳細・参考事項を記載してください。

増加資産の記入

- 前年中に取得した資産は、異動区分の増加に○を記入し、資産の種類に下記に応じた番号を記入します。
 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
- 「名称」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」を記載します。また、事由欄には「1. 新品取得」、「2. 中古取得」、「3. 移動による受け入れ」、「4. その他」のいずれかの番号を記入し、摘要に詳細・参考事項を記載してください。各項目の説明は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」をご覧ください。
- 用紙に空欄が不足する場合は、北杜市のホームページから種類別明細書（増加資産・全資産用）をダウンロードできます。

3 種別別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

～複写式の用紙～

※所有者コード		令和 8 年度				所有者名				1 枚のうち	
		種別別明細書(増加資産・全資産用)				北杜精密機械部品 株式会社				1 枚目	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 日	取得価額 (イ) 円	耐用年数 (ロ)	価額 (ハ) 円	課税標準の特例 のコード	課税標準額 円	増加事由	摘要
01	1	アスファルト舗装工事	1	5 07 03	3650000	10				1-2 3-4	
02	2	精密加工機械	1	4 31 09	7328000	7				1-2 3-4	甲府事業所から移動
03	2	精密部品検査装置	1	5 07 09	10646500	7				1-2 3-4	
04	6	応接セッター式	1	5 07 03	1260000	8				1-2 3-4	
05	6	テレビ	1	5 07 03	375900	5				1-2 3-4	
06	6	ノートパソコン	1	5 07 11	400000	4				1-2 3-4	
07										1-2 3-4	
08										1-2 3-4	
09										1-2 3-4	
10										1-2 3-4	
11										1-2 3-4	
12										1-2 3-4	
13										1-2 3-4	
14										1-2 3-4	
15										1-2 3-4	
16										1-2 3-4	
17										1-2 3-4	
18										1-2 3-4	
19										1-2 3-4	
20										1-2 3-4	
小計					23660400						

この欄は一般方式で申告する場合は記載不要です。電算処理方式により申告される場合のみご記入ください。

※資産の種類別に取得年月日の古いものから御記入ください。

資産コード

一般方式の場合、記入する必要はありません。電算処理方式の場合は必要に応じてご記載ください。

資産の種類

それぞれ対応する数字を記入してください。

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

取得年月

年号は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とし、摘要欄に1月1日取得と記載します。

取得価額

取得価額とは、償却資産を取得し事業の用に供するために直接要した費用をいいます。

耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入します。

耐用年数には、次の3種類があります。

- ア. 法定耐用年数・・・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく原則的な耐用年数。
- イ. 中古見積耐用年数・・・ 中古取得資産の場合、耐用年数省令第3条の規定により見積もった法定耐用年数と異なる耐用年数。
- ウ. 短縮耐用年数・・・ 法人税法又は所得税法の規定により国税局長から償却期間の短縮を承認された耐用年数。この場合、承認通知書の写しを申告書に添付します。

減価残存率、価額、課税標準の特例、課税標準額

一般方式の場合、記入する必要はありません。

増加事由

1. 新品取得 2. 中古取得 3. 移動による受け入れ 4. その他 のいずれかを選択してください。

摘要

申告漏れ、課税標準の特例、耐用年数の短縮、中古見積耐用年数、増加償却等、参考事項を記載します。

4 種類別明細書（減少資産用）の記載例

～複写式の用紙～

※所有者コード		令和 8 年度 種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1 枚のうち 1 枚目			
												北杜精密機械部品 株式会社					
行 番号	抹 消 コ ード	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 等 の 事 由 及 び 区 分				備 考			
				年 号	年	月				1 売 却	2 除 却	3 移 動	4 其 他		1 全 部	2 一 部	
01	1	コンクリート舗装	1	3	6	3	07	3000000	15	S64	1	2	3	4	1	2	
02	2	精密加工機械	1	5	20	10	9521246	10	H21	1	2	3	4	1	2		
03	6	ルームエアコン	1	5	20	10	1250000	6	H21	1	2	3	4	1	2		
04	6	カラーコピー機	1	5	20	10	2500000	5	H21	1	2	3	4	1	2	甲府事業所に移動	
05											1	2	3	4	1	2	
06											1	2	3	4	1	2	
07											1	2	3	4	1	2	
08											1	2	3	4	1	2	
09											1	2	3	4	1	2	
10											1	2	3	4	1	2	
11											1	2	3	4	1	2	
12											1	2	3	4	1	2	
13											1	2	3	4	1	2	
14											1	2	3	4	1	2	
15											1	2	3	4	1	2	
16											1	2	3	4	1	2	
17											1	2	3	4	1	2	
18											1	2	3	4	1	2	
19											1	2	3	4	1	2	
20											1	2	3	4	1	2	
							小計	16271246									

第二十六号様式別表二(提出用)

資産の種類

それぞれ対応する数字を記入してください。

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品

抹消コード

一般方式の場合、記入する必要はありません。電算処理方式の場合は必要に応じてご記載ください。

数量

減少した資産の数量を記載してください。

取得年月

年号は、それぞれ昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

取得価額

資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

申告年度

当該資産を最初に申告した年度を記載してください。

減少の事由及び区分

当該償却資産が減少した事由と減少が「一部」か「全部」かについて、それぞれ対応する数字を○で囲んでください。

- 1 売却・・・他事業者等への売却をした場合
- 2 除却・・・廃棄又は取り壊し等をした場合
- 3 移動・・・北杜市外の事業所や工場に移動した場合
- 4 その他・・・具体的な事由を摘要欄に記入してください

3. 償却資産の評価及び課税等について

1 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者となります。

2 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- 前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格【※1】} \times \frac{\{1 - (\text{減価率【※2】} \div 2)\}}{\text{減価残存率（前年中取得のもの）}}$$

- 前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率（前年前取得のもの）}}$$

【※1】取得価格

償却資産を取得し事業の用に供するために直接要した費用をいいます。消費税の取扱いは、法人税又は所得税の取扱いに合せてください。（税込経理方式・税抜経理方式）

税務会計と異なり、圧縮記帳は認められていないので、圧縮前の金額を申告してください。

【※2】減価率

資産の価値が時間の経過によって減少する率で、この率は税務会計における耐用年数に応ずる償却率（定率法）と同じ率になります。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
1	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950

※固定資産評価基準 別表第15抜粋

3 課税標準及び税率

資産ごとの評価額の合計が決定価格となり、償却資産課税台帳に登録されます。決定価格の1,000円未満を切り捨てたものが課税標準額となり、税率1.4%をかけて固定資産税額を算出します。課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されませんが、申告書の提出は必要です。

4 非課税

地方税法第348条等に規定がある償却資産は固定資産税が非課税となります。該当する償却資産がある場合は、申告書及び明細書にその旨記載し、必要な添付書類を添えて申告してください。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3、法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。適用を受ける場合は、特例該当資産であることを証する書類を添えて申告書の「11 課税標準の特例」欄を有に丸を付して「18 備考」欄に特例名称を記載してください

《適用される特例の一例》

公共の危害防止施設、先端設備導入計画の認定を受けた設備 等

※特例については、税制改正により特例対象資産、取得時期、特例率等が変更になる場合がありますので、適用資産の詳細については、国の関係機関または市ホームページでご確認ください。

4. 税務会計と固定資産税の償却資産の取扱いの比較

項 目	税務会計の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定額法・定率法の選択制	定率法のみ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳、特別償却、割増償却	認められます	認められません
増加償却、耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価
中小企業等が租税特別措置法の適用で取得した30万円未満の減価償却資産	損金算入が可能	課税対象になります

5. 実地調査について

地方税法第353条及び408条の規定に基づき、税務課職員が問い合わせや実地調査を行うことがあります。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等が発覚した場合には、現年分だけではなく、資産を取得した翌年まで遡及することになります。※最大5年分（地方税法第17条の5第5項）

6. 注意事項

- 商号変更、廃業、相続による資産継承等があった場合は、申告書の右下備考欄にその旨を記載して必ず提出してください。（例：令和●年●月●日 廃業 該当資産なし）
- 申告が必要と思われる方にご案内をしています。廃業や売却などで申告対象償却資産をお持ちでない場合、申告書備考欄に「該当資産なし」と記載し提出してください。
- 前年中に資産の増減が無い場合、申告書備考欄に「資産増減なし」と記載し提出してください。
- 申告書の「控え」が必要な方は提出時にコピー（控え用）も併せて提出してください。
郵送される場合は、必ず料金相当分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。同封が無い場合はご返送できませんので、予めご承知おきください。
- 申告により、過年度分の未申告又は申告漏れ等が発覚した場合、資産を取得した翌年まで遡及して申告が必要となります。（※最大5年分）